

# 廃車または名義変更の手続きは 4月1日までに

## Question



今年3月に、友だちにバイクを譲りました。今年の軽自動車税種別割は、だれが納めることになるのでしょうか。

## Answer



軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。したがって、今年の軽自動車税種別割は、4月1日<sup>(注)</sup>までに名義変更の手続きをしてあれば、あなたのお友だちにかかりますが、手続きをしていなければ、あなたにかかることになります。廃車などの手続きも4月1日<sup>(注)</sup>までに行えば税金がかかりません。

(注) 自動車税種別割(県税)の対象となる普通車等は、3月末日となります。

### ■登録・廃車などの申告手続き先

車種	申告手続き先
原動機付自転車 (125ccまでのもの) 小型特殊自動車	市民税課：軽自・諸税係（葵区追手町5-1） 電話 221-1218 井川支所 電話 260-2211 駿河税務センター（駿河区南八幡町10-40） 電話 287-8669 長田支所 電話 259-5522 清水市税事務所：証明・原付登録窓口（清水区旭町6-8） 電話 354-2071 蒲原支所 電話 385-7770
軽二輪車 (125cc超250ccまで) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	中部運輸局静岡運輸支局（駿河区国吉田二丁目4-25） 電話 050-5540-2050
軽三・四輪車	軽自動車検査協会静岡事務所（駿河区国吉田一丁目1-26） 電話 050-3816-1776

23

Q&A

## 軽自動車税種別割には月割りで計算する課税制度があるの

### Question



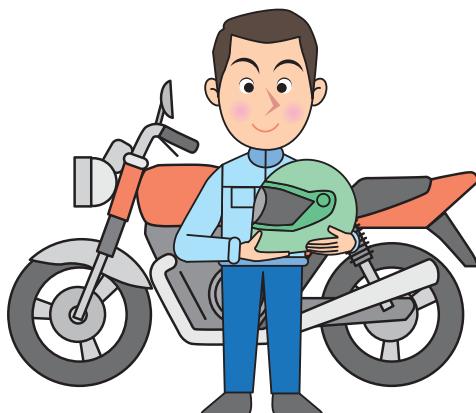
今年3月末に購入した400ccのバイクを4月末に廃車しましたが、わずか1か月しか乗っていませんので12分の1に減額されるのでしょうか。

### Answer



軽自動車税種別割は、自動車税種別割（県税）と異なり、月割りで計算するような課税制度はありませんので、たとえ1か月しか所有していないくとも全額を納めていかなければなりません。

軽自動車税種別割は、税額が自動車税種別割に比較して低く定められており、所有者の大きな負担にならないこと、また、月割り制度による徴税コスト増などを考慮した結果、月割り制度は昭和56年度に廃止されました。



24

Q&A

## けい ジェンクス 軽JNKSとは

### Question



軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）について教えてください。

### Answer



軽JNKSとは、令和5年1月から開始された軽自動車税種別割の車両ごとの納付情報を、全国の軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムのことです。

軽三・四輪車及び被けん引車の継続検査（車検）の際に必要であった納税証明書の提示が、軽JNKSにより原則不要となりました。

ただし、納付してから軽JNKSに情報が登録されるまで、納付方法にもよりますが一定の期間がかかります。そのため、納付後すぐ、または、5月31日から6月中旬の間に車検を受けたい場合は、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付を行い、納税通知書に添付されている納税証明書をご利用ください。（納税証明書欄がない納付書の場合は、納付後に車検用の納税証明書の申請が必要です。）

また、車検のある二輪車（排気量250ccを超えるもの）については、これまでどおり納税証明書が必要です。